

令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について

令和6年1月19日

財務省

国税庁

令和6年分所得税の定額減税については、「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定されたところであるが、同閣議決定において、「源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるよう、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、源泉徴収義務者向けのパンフレットの作成等広報活動を開始し、給付金担当を含む関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと」とされたことを踏まえ、令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合の令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について、下記のとおり、政省令に委任される事項等を含めた実施要領の案を、あらかじめ周知・広報する。

なお、本実施要領案は、あくまでも源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるようあらかじめ周知・広報するものであり、令和6年度税制改正のための税制改正法案については、今後国会に法案を提出し、国会審議を経ることが前提となることにご留意いただきたい。

記

1. 令和6年分所得税の定額減税の概要（対象者等）

（1）居住者の所得税額から、定額減税に係る額（以下「特別控除の額」という。）を控除する。ただし、その者の令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

（注1-1-1）源泉徴収税額からの特別控除に際しては、年末調整を除き、合計所得金額に関わらず実施し、年末調整時において合計所得金額が1,805万円超になると見込まれる場合（ただし年末調整の対象となる者に限る）には控除実施済額について調整する。

（注1-1-2）所得税法上の令和6年分の合計所得金額とし、退職所得金額を含む。

(注 1-1-3) 年末調整において合計所得金額が 1,805 万円超かどうかを勘案する際には、基礎控除申告書により把握した合計所得金額を用いる。

(2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。

- ① 本人 3 万円
- ② 同一生計配偶者又は扶養親族(いずれも居住者に該当する者に限る。以下「同一生計配偶者等」という。) 1 人につき 3 万円

(注 1-2-1) 「同一生計配偶者」は、現行の所得税法の定義による。居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く。)のうち、合計所得金額が 48 万円以下である者。

同一生計配偶者には、合計所得金額が 900 万円超である居住者の同一生計配偶者(以下「非源泉控除対象同一生計配偶者」という。)を含む。

また、同一生計配偶者には、源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額が 48 万円超 95 万円以下である配偶者は含まない。合計所得金額 48 万円超の配偶者は、配偶者自身が減税の対象となる。

(注 1-2-2) 「扶養親族」は、現行の所得税法の定義による。以下のうち、居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く。)で合計所得金額が48万円以下である者。当該居住者が提出する扶養控除等申告書に記載された者に限り、他の居住者が提出する扶養控除等申告書にも記載された場合はいずれかの居住者の扶養親族となる。

- ・居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。)
- ・里親に委託された児童
- ・養護受託者に委託された老人

(注 1-2-3) 同一生計配偶者等に該当するかどうかの判定は、令和6年 12 月 31 日の現況(居住者が令和6年の中途で死亡・国外転出する場合は、死亡・国外転出時の現況)による。判定に係る者が死亡している場合は死亡時の現況による。

2. 源泉徴収税額からの控除の実施者

主たる給与等の支払者のみが特別控除を実施することとし、従たる給与等の支払者は行わない。

(注 2-1) 「主たる給与等の支払者」は現行の所得税法と同様の取扱いであり、給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与等の支払者。

(注 2-2) 今般の定額減税において、退職所得については源泉徴収税額からの控除の対象ではない。また、いわゆる企業年金(確定給付企業年金(DB)や企業型確定拠出年金(企業型DC))により支給される年金等についても、源泉徴収税額からの控除の対象ではない。いずれも確定申告がなされた場合には、定額減税の対象の所得となる。

3. 源泉徴収税額からの控除の実施方法

(1) 令和6年6月1日において主たる給与等の支払を受ける者を対象として、令和6年6月1日以後最初の給与等(賞与を含む。以下同じ)の支払日(以下「給与支払日」という。)までに提出された扶養控除等申告書に記載された情報に基づき、特別控除の額を計算する。

(注 3-1-1) 注 3-1-3 の場合を除き、この減税の実施のために改めて扶養控除等申告書の提出を求める必要はなく、源泉徴収義務者はその時点で現に把握している情報に基づき計算する。

(注 3-1-2) 非源泉控除対象同一生計配偶者については、配偶者控除等申告書で把握可能な者(配偶者控除の対象者のうち源泉控除対象配偶者でない者)を除き新たに「年末調整に係る申告書」の提出を求ることとし、原則として年末調整において控除することとする。ただし、令和6年6月1日以後最初の給与支払日までに「源泉徴収に係る申告書」が提出された場合には、(2)(3)の控除の対象に加えることを可能とする。これらの申告書の保存期間・提出方法等については、扶養控除等申告書に準じた扱いとする。(様式については速やかに公表予定)

(注 3-1-3) 15歳以下の扶養親族については、令和6年6月1日以後最初の給与支払日までに新たに「源泉徴収に係る申告書」の提出を求め、(2)(3)の控除の対象に加えることとする。ただし、当該申告書の記載情報に代えて、扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」を参照して計算することを可能とする。なお、この場合には他の者の扶養親族として特別控除を受けていないことの確認を要する。

(注 3-1-4) (2)(3)について、控除後に扶養控除等申告書や源泉徴収に係る申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生じた場合及び「同一生計配偶者等」が国外転出した場合には、年末調整により調整する。

- (2) 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等について源泉徴収をされるべき所得税の額（控除前源泉徴収税額）から特別控除の額を控除する。
- (3) (2)において控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる当該給与等（同年において最後に支払われるもの（年末調整をする場合）を除く。）に係る控除前源泉徴収税額から、順次控除する。
- (4) 年末調整においては、住宅借入金等特別控除後の所得税額から、住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に、特別控除の額を控除する。また、特別控除の額を控除した金額に付加税率を乗じた税額を加えて、復興特別所得税を含めた年税額を計算する。ただし、年末調整を除く給与収入に係る源泉徴収税額からの控除にあたっては、所得税及び復興特別所得税が一体として納税されていることも踏まえ、その合計額から特別控除の額を控除する。

(注 3-4-1) 令和6年6月1日以後に、国外転出・死亡等により年末調整することとなった場合においても(4)と同様の対応とする。

(注 3-4-2) 令和6年6月1日以後の最初の給与支払日以後、中途退職(年末調整をする場合を除く)することとなった場合において支払われる給与等については、(3)に準じた扱いとし、(4)に準じた対応は行わない。

(注 3-4-3) 年末調整において配偶者が定額減税の対象となるか否かは「配偶者控除等申告書」又は「年末調整に係る申告書」の情報によることとする。

- (5) 令和6年6月1日より後に雇用されて扶養控除等申告書を提出した者については、特別控除の額について年末調整時に控除することとし、各給与等支払時における控除については行わないこととする。

4. 源泉徴収票等の記載事項

- (1) 主たる給与等の支払者が令和6年6月1日以後に年末調整をして作成する源泉徴収票の摘要欄の記載事項
- ① 所得税の定額減税控除済額、控除しきれなかった額
 - ② (該当者のみ) 合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者（以下「非控除対象配偶者」という。）分の特別控除を実施した場合、その旨

(記載例)

- ① 源泉徴収時所得税減税控除済額●●円、控除外額●●円
- ② 非控除対象配偶者減税有

(注 4-1-1) 令和6年6月1日以後の退職・国外転出・死亡等により交付する源泉徴収票においても同様。

(注 4-1-2) 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する者で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当し、源泉徴収票の摘要欄に同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載している場合であって、当該配偶者を特別控除の額の計算に含めた場合には、②については「減税有」の追記で足りることとする。

(2) 令和6年6月1日以後に交付する給与明細等の記載事項

当該給与明細等に係る控除前源泉徴収税額から控除した定額減税の控除済額

(記載例)

定額減税額(所得税)●●円、 定額減税●●円 等

(注 4-2-1) 例えば、令和6年8月分の給与明細であれば、令和6年8月分の給与に係る控除前源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税の合計額)から控除した定額減税の額を記載する。

(注 4-2-2) 給与明細等の様式に記載することができない場合には、別 の方法(別紙等の添付)により交付することも可能とする。

(注 4-2-3) 年末調整を行って支払う給与等にかかる給与明細等においては、源泉徴収票において減税額を把握することが可能であるため、定額減税の控除済額の記載を要しない。

5. その他

(1) 令和6年6月1日より前に退職・国外転出・死亡している場合には、源泉徴収による対応は不要とする。

(注 5) 令和6年6月1日より前に国外転出・死亡している者が、それまでの期間において居住者として令和6年分の給与収入を得ている場合には、確定申告により

他の所得も含めた令和6年分の所得全体に係る所得税額から減税をする。

- (2) 源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付する場合、所得税徴収高計算書には定額減税の控除後の源泉徴収税額を記載する。なお、本定額減税の実施のための源泉徴収票様式・所得税徴収高計算書様式の改訂は予定していない。
- (3) 令和6年分の給与収入に係る源泉徴収税額から控除しきれない額があった場合であっても、令和7年分の給与収入に係る源泉徴収税額から控除はしない。
- (4) 所得税及び個人住民税の定額減税の実施と併せ、定額減税しきれないと見込まれる者への給付を含め、市区町村から各種の給付措置が行われる予定であるが、各給与所得者の当該給付措置に係る給付額やその受給状況は、当該給与所得者が令和6年6月1日以後支払を受ける給与等に係る控除前源泉徴収税額からの特別控除に影響を与えるものではない。

以上